

本試験の解き方（答練・模試で練習すべきこと）

1 解く順序

方針

- ・「知識問題」から解く
 - ∴開始直後の緊張状態でも影響が出にくい
- ・正解する確率が高い分野（得意分野）から解く
 - ∴正解している感覚のない問題が続くと不安が増し、解ける問題も間違える

1. 午前

(1) パターン1（会社法に苦手意識がない）

会社法 → 民法 → 刑法 → 憲法

(2) パターン2（会社法に苦手意識がある）

民法親族相続 → 民法総則・物権・担保物権・債権 → 会社法 → 刑法 → 憲法

※司法試験の受験経験がある方

刑法 → 憲法 → 民法 → 会社法

2. 午後

(1) 大枠

択一 → 不動産登記（記述） → 商業登記（記述）

択一 → 商業登記（記述） → 不動産登記（記述）

※記述から解く場合は、「決めた時間がきたら次のセクションに移る」ということを他の人以上に徹底する必要がある

— 不動産登記（記述）と商業登記（記述）の出題論点を数分で確認する方法 —

記述の以下の解答処理手順のうち、不動産登記（記述）と商業登記（記述）について【手順2】まで先に行う。

- 【手順1】登記記録の権利関係（不動産登記〔記述〕）・会社の現況（商業登記〔記述〕）を答案構成用紙に整理する
- 【手順2】別紙の概要を把握する（不動産登記〔記述〕はSVO式）
- 【手順3】依頼・問を確認する
- 【手順4】答案作成上の注意事項を確認する（不動産登記〔記述〕は「補足事項」も含む）
- 【手順5】別紙と事実関係（不動産登記〔記述〕）・聴取記録（商業登記〔記述〕）を検討する
- 【手順6】答案用紙に解答を記載する

（『リアリスティック不動産登記法 記述式』P27・『リアリスティック商業登記法 記述式』P25）

【具体的な【手順2】のやり方】

■不動産登記（記述）

別紙のうち、以下の3点のみを確認する

- i 別紙の題名（V）
- ii 当事者（S）
- iii 不動産の表示（O）

■商業登記（記述）

別紙のうち、以下の2点のみを確認する

- i 別紙の題名
- ii 株主総会議事録や取締役会議事録などの議案名

※組織再編に関する別紙の場合、以下の2点のみを確認する

- i 別紙の題名
- ii 当事会社および組織再編の形態（どちらの会社が承継会社かなど）←通常は別紙の冒頭か末尾

（2）択一

（a）パターン1

民事訴訟法 → 民事保全法 → 民事執行法 → 司法書士法 → 供託法 →
商業登記法 → 不動産登記法

（b）パターン2

司法書士法 → 供託法 → 民事訴訟法 → 民事保全法 → 民事執行法 →
商業登記法 → 不動産登記法

3. 飛ばすべき問題

- ①空欄補充問題
- ②学説問題
- ③1問で1つの事例となっている事例問題（特徴は問題冒頭が長いこと〔目安は6行以上〕）
ex. 午前 28-14, 午前 27-14, 午前 26-20, 午前 25-22, 午後 24-7, 午後 26-22,
- ④計算問題
ex. 民法の抵当権の処分, 共同抵当権, 相続, 会社法の決議要件
- ⑤個数問題

2 時間配分

“時間切れは試験中に倒れて救急車で運ばれない限りあり得ない”

根本的な発想

- ・勉強・試験は「仕事」である
- ・損切りができるか → 逆指値で注文を入れる
人間には、「真実を知りたい」「問題を出されると答えたい」という欲求がある

大前提

時計は常に見る（最低択一1問につき1回）

1. 午前択一

1問3分のペースで解く（105分で終了）

2. 午後択一

MAX 1問2分のペースで解く（最大70分で終了）

理想的な時間配分 ← 答練・模試はこれで解く

- ・「正」「誤」のチェック → 2分 (P6 **4**①)
 - ・第1問～第11問 → 11分（1問1分のペース） ※MAX 15分
 - ・第28問～第35問 → 16分（1問2分のペース）
 - ・第12問～第27問 → 32分（1問2分のペース）
- 計 61分

絶対のルール

14:10 になったら記述に入る

3. 記述

記述の2つの時間

- ① 事案検討の時間
- ② 答案用紙に記載する時間 (← 答案用紙を見てこれを先に決める)

ex. (平成28年度) 不動産登記(記述) 20分
商業登記(記述) 25分

絶対のルール

答案用紙に記載する時間がきたら、書き始める(遅れていいのは5分)

4. 記憶しておくべき時間(午後)

■ 午後択一

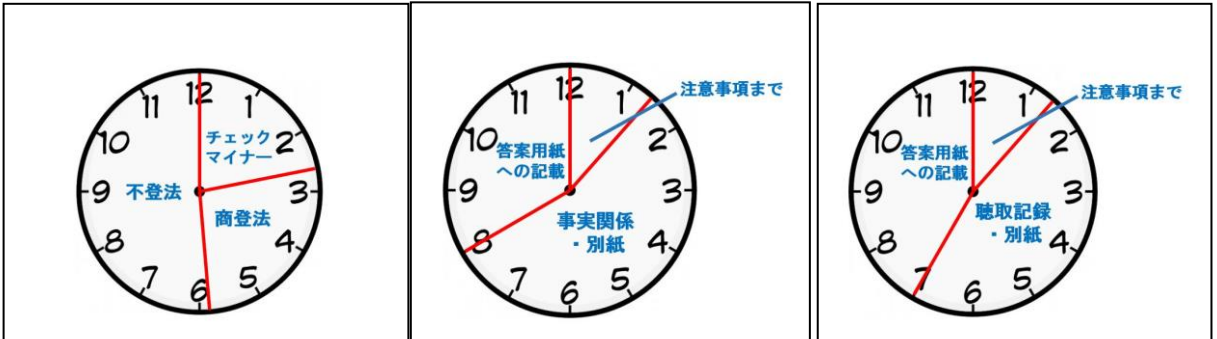
13:00~14:00

■ 不動産登記(記述)

14:00~15:00

■ 商業登記(記述)

15:00~16:00



3 解答スピードを上げる方法

1. ポイントと思われる箇所に下線を引きながら肢を読む

午後択一で再度読める肢は「2/5肢」程度

2. 図を描きながら肢を読む

読み終わってから描くのではなく、描きながら読む

3. 組合せを利用しながら解く

1肢の正誤を判断したら、組合せを見る

→組合せで解答が出た後の肢（残りの1～3肢）はサラッと確認するだけにとどめる

4. 空欄補充問題は空欄の候補を先に見る

5. 午後択一は一読目で1肢について考えるのは5秒

6. 午後択一で全肢読まない方法を探る（人による）

→判断しやすい肢を探す練習をする

この練習が必要な理由

- ・全肢読まない解き方をする方 → マスト
- ・全肢読まない解き方をしない方 → この方も、状況によっては一部の問題は全肢読まないで解かないといけないかもしれない

①短い肢から読む

②漢字の部分だけをパッと見て、用語から得意な肢かを判断する

③共通する視点や記憶のルールで解ける肢を探す（探し方は上記②の方法）

4 ケアレスミス対策

“ケアレスミスは今世紀始まって以来、地球上で最低のミス！”

- ①試験開始直後に問題把握（テーマの確認）、および、「正しいもの」「誤っているもの」の対策をする
- ②正しい肢には「◎」「○」、誤っている肢には「×」「\」をつけるで統一する
「正しいものの組合せを選べ」「誤っているものの組合せを選べ」のどちらであっても、変えない
- ③肢の誤読を防止するために肢の最後に波線で下線を引く
- ④問題冒頭に注意するクセをつける（特に会社法・商業登記法）
- ⑤連続して正解している感覚が続いた時に平常心に戻す

5 その他択一の問題を解いている時に行うこと

- ①見直しをするべき問題にチェック（「☆」など）を付ける
- ②知らない肢にガッツポーズ

6 答練・模試の復習方法

復習として行うこと ← 必ずその日のうちに終わらせる

- ①解き方の問題点を書き出す
→ 講師に相談できる方は相談する
- ②テキスト・過去問にあるのに判断できなかった理由を考える
 - ・そもそもポイントに線が引けなかった
→ 勉強不足
 - ・ポイントに線が引けたが、思い出せなかった
理由付けや思い出し方が出てこなかったことが原因
→ どのような思考過程（「理由付け」なのか「思い出し方」なのか）で思い出すかを定める
ex. 子会社の監査役は、親会社の取締役を兼任することができる。

松本雅典（本ガイダンス担当講師）

主な担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」
著書	勉強法	『司法書士5ヶ月合格法』（自由国民社）
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』（すばる舎）
	テキスト	『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅰ [総則]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅱ [物権]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅲ [債権・親族・相続]』（辰巳法律研究所）
	記述	『司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社）
『司法書士 リアリスティック商業登記法[記述式]解法』（日本実業出版社）		
ネットメディア	「All About」で連載中 http://allabout.co.jp/gm/gt/2754/	
	クラウドワークス「WoWme（ワオミー）」アンバサダー https://wowme.jp/lp/purchaser/pre_registration	
ブログ	「司法書士試験超短期合格法研究ブログ」 http://sihousyosisikenn.jp/	
Twitter	松本 雅典（司法書士試験講師） @matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa	
Facebook	松本 雅典 https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7	